

第58号議案

府中市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

情報連携システムの活用に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

府中市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年９月府中市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（助成の範囲） 第６条 省 略 ２ 省 略 ３ 前２項の助成は、他の<u>法令等</u>によつて医療に関する給付を受けることができるとき、又は第三者の行為によつて生じた疾病若しくは負傷に係る損害賠償を当該第三者から既に受けているときは、その額の限度において行わない。 （医療費の助成） 第７条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証（当該病院等のうち市長が別に定めるものにあつては、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カ</u>	（助成の範囲） 第６条 省 略 ２ 省 略 ３ 前２項の助成は、他の<u>法令</u>によつて医療に関する給付を受けることができるとき、又は第三者の行為によつて生じた疾病若しくは負傷に係る損害賠償を当該第三者から既に受けているときは、その額の限度において行わない。 （医療費の助成） 第７条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。</u>

ードをいう。)) を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 省 略

2 省 略

付 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。